

議案第63号

取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

施設の老朽化に伴い舟山住宅を廃止するとともに、税制改正による寡婦（寡夫）控除の見直し及びひとり親控除の創設に伴う用語の整理を行うほか、引用する規定の削除に伴う所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市営住宅条例の一部を改正する条例

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項第1号から第7号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げる者で規則に定める要件を備えている者その他規則で定める者であり、かつ、速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割り当てた市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 20歳未満の子を扶養している寡婦又はひとり親</p> <p>(3)から(9)まで (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">宮和田住宅</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	構造	宮和田住宅	(略)	(略)	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条、<u>東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第20条</u>又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項第1号から第7号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げる者で規則に定める要件を備えている者その他規則で定める者であり、かつ、速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割り当てた市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫</p> <p>(3)から(9)まで (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">宮和田住宅</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	構造	宮和田住宅	(略)	(略)
名称	位置	構造											
宮和田住宅	(略)	(略)											
名称	位置	構造											
宮和田住宅	(略)	(略)											

南住宅の項 から駒場B住 宅の項まで	(略)	(略)	舟山住宅	取手市井野 一丁目14番	木造(平屋)
			南住宅の項 から駒場B住 宅の項まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。